

「介護加算等」という。)を算定している利用者を除く。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護(区分番号02の注7に規定する退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。)を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

2 2については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護(区分番号02の注7に規定する退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。)を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

3 1及び2については、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合には、算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科点数表の区分番号C001の注8(区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する死亡診断加算を算定する利用者(別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。)について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、1,500円を所定額に加算する。

#### 06 訪問看護ベースアップ評価料

1	訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	780円
2	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ	
イ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 1	10円
ロ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 2	20円
ハ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 3	30円
ニ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 4	40円
ホ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 5	50円
ヘ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 6	60円
ト	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 7	70円
チ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 8	80円
リ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 9	90円
ヌ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 10	100円
ル	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 11	150円
ヲ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 12	200円
ワ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 13	250円
カ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 14	300円
ヨ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 15	350円
タ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 16	400円
レ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 17	450円
ソ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 18	500円

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号02の1を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料Ⅰとして、月1回に限り算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生

局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)として、当該基準に係る区分に従い、月1回に限り、それぞれ所定額を算定する。